

◇単純な労務に雇用される職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

- 1 単純な労務に雇用される職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めることにしました。
- 2 この規則は、令和6年12月1日から施行することにしました。

(総務局人事部給与課)